

宮崎県における 特定行為研修制度への取組

令和4年12月5日（月）

宮崎県福祉保健部医療政策課



宮崎県

- 26市町村（9市14町3村）
県庁から最も遠い椎葉村役場まで約3時間
- 人口 約105万人（R4. 10. 1推計人口）
1,000人未満の村～約40万人の市があり、
26市町村全てで高齢化率21%を超えている。
（県全体33.1%）
- 看護職員数21,464人　うち看護師数 14,631人
人口10万人あたりの看護師数は1367.9人で全国6位
二次医療圏別に見ると878.3～1432.6人と地域偏在あり。
- 九州唯一の医師少数県（令和元年度 厚生労働省「医師偏在指標」）



本県の状況

- 指定研修機関（R4. 2月、R4. 8月指定）

医療機関名 (所在地)	種別	開講区分
社会医療法人 善仁会 宮崎善仁会病院 (宮崎市)	民間	呼吸器(気道確保に係るもの)関連 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 栄養 水分管理に係る薬投与関連
独立行政法人 国病機構 宮崎病院 (宮崎市)	公的	呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連

R4 さらに公的医療機関 1か所が申請

- 修了者数 7名（令和2年衛生行政報告例）
病院 6名
訪問看護ステーション 1名

制度施行からの状況や取組

H27.10.1	制度施行
H28年度	意見交換（大学病院、看護協、県立3病院、2大学、九州厚生局医事課長等）
H30年度	県医療機関意向調査 ⇒申請意向のある医療機関なし
R元年度	<ul style="list-style-type: none">県議にて知事質問関係機関と意見交換や協議の場（検討会）設置についての事相談等課題と方向性について知事承認
R2年度	<ul style="list-style-type: none">県のみ指定研修機関未設置

説明会や
シンポジウム
へ出席

本県の取組

- ① 意向調査
- ② 検討会
- ③ 研修会
- ④ 先進地視察
- ⑤ 指定研修機関 準備、運営費用助成
- ⑥ 研修参加費用補助

財源：地域医療介護総合確保基金 事業区分Ⅳ

① 意向調査

- H30年度 医療機関（病院、診療所） 訪問看護ステーション、介護老人保健施設
1100施設（回収率56.5%）
- R2年度 病院 13施設（回収率67.2%）
- R3年度 診療所、訪問看護ステーション、
介護老人保健施設、特別養護老人ホーム
1009施設（回収率29.3%）

（調査密）

- 制度に関する
- 研修希望者数
- 受講希望のある研修区分
- 所属する地域に必要な研修区分
- 今後制度推進のために必要な

意向調査の結果 抜粋 (1)

○受講希望のない理由

- 施設内で養成の方向性が出ていない
- 養成しても活躍の場がない
- 人員不足で研修に派遣できない

○制度推進のために必要と思われること

- 医療関係職員への制度の周知
- 県内に指定研修機関を設置
- 研修に係る費用の助成

順位は違うが、R2、R3上位3項目は同じ

意向調査の結果 抜粋 (2)

○現状や御意見（自由記載）

【制度について】

必要性を感じない、該当する処置がない
制度への期待タイムリーな診療補助、チーム医療の円滑化)

【周知に関すること】

所属での検討機会がない(話題にしたことがない)、研修会の設定、研修修者の周知

【受講に関すること】

長期研修期間の人員確保、受講生の負担(受講費用、研修中の給与)

【医師の協に関すること】

手順書作成の協力、医師の十分な理解が得られていない

【指定研修機関に関すること】

県内に指定研修機関が必要、指定研修機関に対する課題指導者確保等)

【研修修後の問題点に関すること】

活躍場がない、施設内でキャリアを話かすことができない、研修後に1人で活動することへの不安

② 検討会（R2年度設置）

- 県福祉保健部長が検討会会長
- 課題の整理及び対応方針、その他制度推進に関する必要事項を検討する。

- 検討会委員

医師、看護師等

- 宮崎大学医学部附属病院
- 宮崎大学医学部
- 宮崎県立看護大学
- 県立宮崎病院
- 宮崎県医師会
- 宮崎県看護協会
- 県病院局
- 県福祉保健部長

※必要時は委員以外から意見を聴取

→ 指定研修機関（検討・準備中）も参加

- 検討会は非公開
- R2年度は2回、R3年度は1回開催
- R4年度は12月中旬開催予定

③ 研修会

•R3年度

対象：医師、看護師等

内容：(1) 制度概要（九州厚生局）

(2) 指定研修機関の実際

（指定研修機関医師、看護師）

(3) 研修受講や研修後の活動について

（訪問看護ステーション 研修修了看護師）

•R4年度 準備中

④ 先進地視察

- R3年度 2か所（うち1か所は医療機関のみで実施）
 - 佐賀県の 掟 研修機関へ
 - ・ 申請を検討 して い る 医療機関 共 に 実施。
 - ・ 検討中の区分 と同じ区分を開講 して いた。
 - ・ 検討会でも情報提供。
- R4年度 民間病院が先進地視察を検討中

⑤ 特定行為支援事業費補助金（県単独事業）

指定研修機関・協力施設の準備、運営費用（初年度）補助

- R3年度
2機関（2機関準備）
- R4年度
3機関（2機関運営、1機関準備）

※他の補助金との対象経費の重複は認めない

※補助金の交付を受けた年度の翌年度末までに指定研修機関や協力施設とならなかった場合は返還

※補助金を利用した場合は、県内他施設からの研修受講受入れに努めなければならない

⑥ 研修参加費用補助（認定看護師教育B課程含む）

- 一機関最大3名まで利用可能

※医療機関は200床未満

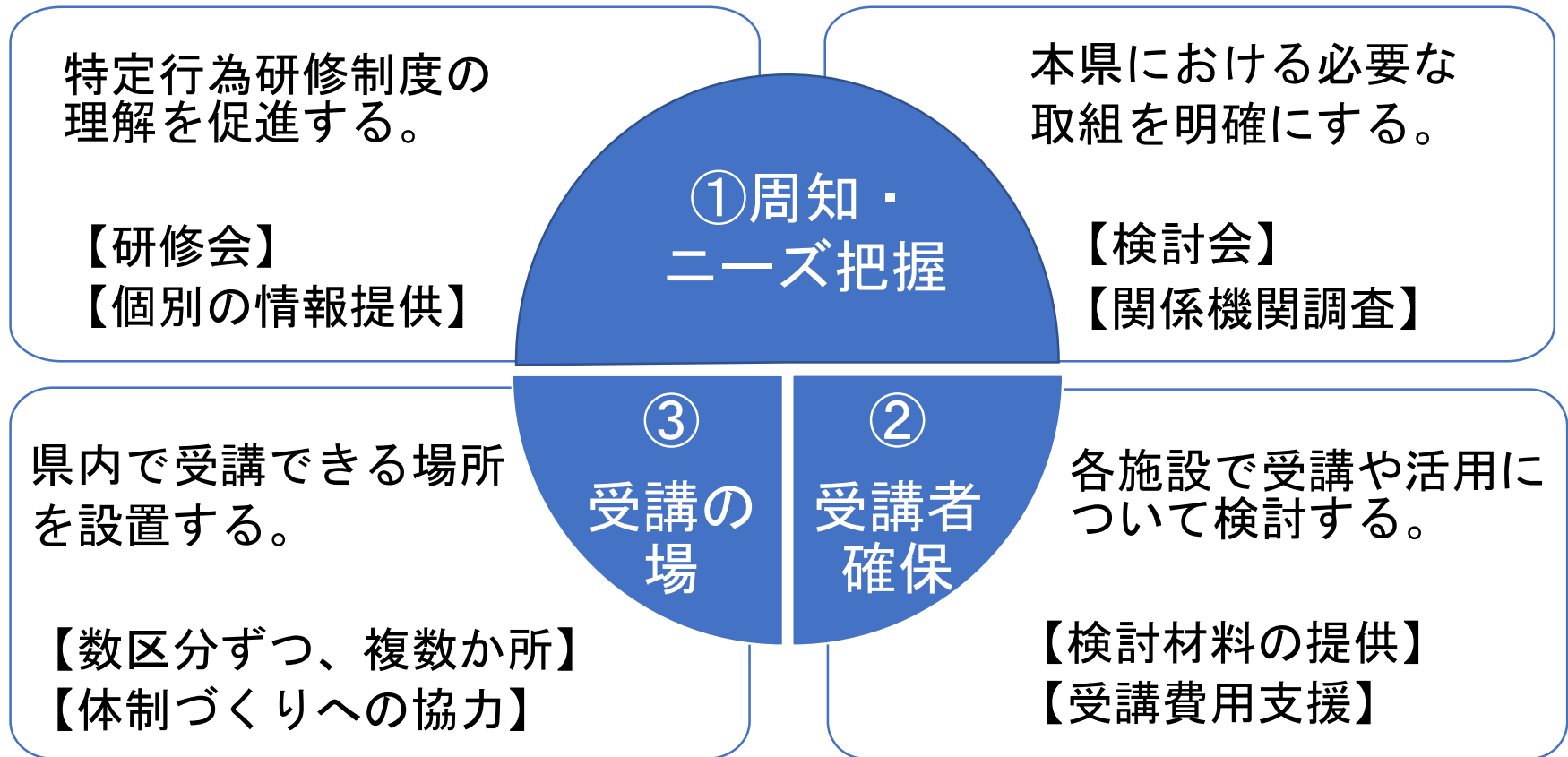
R1年度 1名

R2年度 1名

R3年度 3名

R4年度 申請なし

今後の取組の方向性



- ・ 制度の周知を図りながら、新たなニーズを把握
- ・ 希望や要望の多い区分の開講や受講のしやすさ、活用についての取組
- ・ 県の具体的な数値目標を設定 ①地域・研修機関数 ②区分 ③修了者数

さいごに

- 九州で唯一の医師少数県でもあり、
タスクシフト・タスクシェアを推進することは
極めて重要
→ 看護師の特定行為研修制度については、
県としても積極的に関与
- 第8次医療計画（令和5年度策定）で数値目標を設定
- 都市部だけでなく、中山間地域（へき地）での対策も重要
むしろ、中山間地域の方が必要としている可能性もある。